

## 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
	医師を含む	医師を除く
全労働者	131.8%	82.5%
正社員	56.0%	89.0%
非常勤職員	128.8%	75.5%

対象期間:2022年1月～12月

賃金:通勤手当、賞与を含む